

農業委員会を巡る情勢と「新たな農地利用の最適化」について

農水省経営局長通知、人・農地など関連施策の見直し及び令和4年度農林関係予算概算要求等を踏まえて

1. 人・農地など関連施策の見直しと概算要求の意味するもの・目指すもの
2. 令和4年度農林関係予算概算要求について（農業委員会関係予算）
3. 改正農委法5年後見直し、閣議決定及び農水省通知と「新たな農地利用の最適化」
4. 規制改革実施計画について（①農地利用の最適化の推進、②農地の違反転用の課題）

令和3年9月7日

一般社団法人 全国農業会議所
(全国農業委員会ネットワーク機構)

1. 人・農地など関連施策の見直しと概算要求の意味するもの・目指すもの

人・農地など関連施策の見直しについて

- ①人・農地プランの法定化検討
- ②中小規模の経営体等を認定農業者等とともに積極的に位置付ける
- ③農業委員会が収集した農地情報等を踏まえ、能動的に貸借等を進める
- ④農地バンクによる貸借の運用を抜本的見直し
- ⑤受け手のいない農地について粗放的管理など持続可能な利用について関係者が話し合いを通じて地域の土地利用を提案できる仕組み

令和4年通常国会で法律改正を目指す

令和4年度農林関係予算概算要求

農地中間管理機構による農地集約化の加速、**農業委員会による農地利用最適化の推進**

○持続的経営体支援交付金（新規）

人・農地プランの実現のため地域で持続的に農業生産を行う多様な経営体等が持続的な経営を展開するために必要な農業機械・施設の導入を支援する

○遊休農地解消緊急対策事業（新規）

農地バンクが遊休農地を積極的に借り受け、簡易な整備を行った上で、担い手に農地集積・集約化する取組を支援

○最適土地利用対策

地域の実情に応じた多様な土地利用を推進するため放牧等の粗放的な取組等を支援する

○農地利用最適化交付金の大幅運用改善

○農業委員会へタブレットの配布 等々

満額確保を目指す

農地利用最適化の課題解決

- ①農地バンクが遊休農地を理由に農地を借入れない
- ②農地バンクが借入れない意向を示した農地を翌年も利用意向調査を実施

等々の課題解決を目指す

→**農業委員会の現場感覚に沿った政策の確立**

意見の提出等への取組強化

農業・農村現場の実態、農委組織の提案を相当反映

2. 令和4年度農林関係予算概算要求について（農業委員会関係予算）

1. 「農業委員会における最適化活動のさらなる推進」のために

【農地利用最適化交付金】

- 農業委員会が行う最適化活動に係る活動量と成果について目標を定め、その達成度合いに応じて交付（**委員報酬に限らず最適化業務に交付を可能に**）

【機構集積支援事業】

- ①地域の農地の出し手・受け手の意向等の情報を効率的に把握するためタブレット端末の導入及びデータベース化→**推進委員等にタブレット端末配布**
- ②**都道府県農業会議職員を増員**し体制を強化し、管内の農業委員会を巡回し、農業委員会業務をサポートする

2. 令和4年度予算概算要求13,972（13,266）百万円

制度改正以来最大の見直し

3. 改正農委法5年後見直し、閣議決定及び農水省通知と「新たな農地利用の最適化」

改正法附則第51条：政府は、この法律の施行後5年を目途として、～農地等の利用の最適化の推進の状況並びにこの法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、農業協同組合及び農業委員会に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする

農委組織

政府

5年後調査
 令和2年10月
 ・「制度改正」と「農地利用最適化」の課題整理

政策提案
 令和3年5月25日
 ・認定農業者過半要件、農業委員・推進委員併存配置緩和等

「人・農地など関連施策の見直し」と「令和4年度農林予算概算要求」対応

新たな「農地利用の最適化」

規制改革推進会議・同農業WG

令和2年5月26日	令和2年11月30日	令和3年3月31日
<ul style="list-style-type: none"> 農地利用最適化にどれだけ実績を上げているか、どういった貢献をしたかデータに基づいてアピールしなければ農業委員会の存在意義は何だという議論に戻りかねない 	<ul style="list-style-type: none"> ①農地利用最適化の進捗・取組状況についてデータで示す ②目標設定が低い ③改正事項（公選制から選任制、農地利用最適化推進創設等）について検証 	<ul style="list-style-type: none"> 5年後見直に定量的把握が不十分なのは遺憾 全委員会の活動の全体像が分かるように 委員会が意欲的なKPIを設定し貢献成果を説明する必要 あと2年引き続き検証必要

規制改革実施計画（閣議決定）
 令和3年6月18日
 ①農地利用最適化の推進
 ②農地の違反転用の課題等

検証延長は無し

農水省経営局長通知

令和3年9月（予定）
 ①活動目標
 ・活動日数
 ②成果目標
 ・委員会目標
 ・地区目標
 ③活動記録簿
 ④最適化活動点検・評価
 ⑤両委員の役割分担等

令和4年4月：規制改革推進会議
 会議所ヒアリング想定
 エビデンスとエピソードで勝負

4. 規制改革実施計画について（令和3年6月18日：閣議決定）①

（1）農地利用の最適化の推進（農水省通知対応部分）（原文）

	項目	期限
a	農林水産省は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第51条第2項に基づき、全ての農業委員会で最適化活動に係る目標を定めるとともに、推進委員等が、毎年度、具体的な活動を記録し、農業委員会において評価の上、その結果を公表する仕組みを構築する。	令和3年度措置 農水省通知 （発出日：令和3年9月1日現在未定） （令和3年10月1日施行予定）
b	農林水産省は、農業委員会の活動についての情報開示に基づき、推進委員等が農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）に規定する者としてふさわしいかを評価・判断し、適切な人材を確保する仕組みを構築する。	

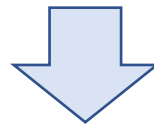


「農業委員会による最適化活動に係る目標の設定、活動の記録、点検・評価の実施等について」（仮）
（農水省経営局長通知：令和3年10月1日施行予定）

4. 規制改革実施計画について（令和3年6月18日：閣議決定）②

（2）農地の違反転用の課題（原文）

	項目	期限
a	農林水産省は、違反転用の発生防止及び適正な是正措置の執行に向けて、違反転用に係る実態調査を行う。特に、追認許可の発生要因や判断主体・判断基準、始末書の運用状況、違反転用の農地区分や違反継続状況の内訳などについて詳細に調査する。	令和3年度措置
b	農林水産省は、aの実態調査の結果を踏まえ、違反転用の発生防止及び適正な是正に向け、その発生要因を分析し、転用規制の執行状況を検証し、必要な措置を講ずる。	令和4年度上期措置
c	農林水産省は、違反転用の早期発見を図るため、農業委員会による農地パトロールの適切な頻度や方法を検証し、その活性化を図る。また、ドローンや人工衛星による監視など、効率的で効果的な農地の監視方法を検討する。	令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置

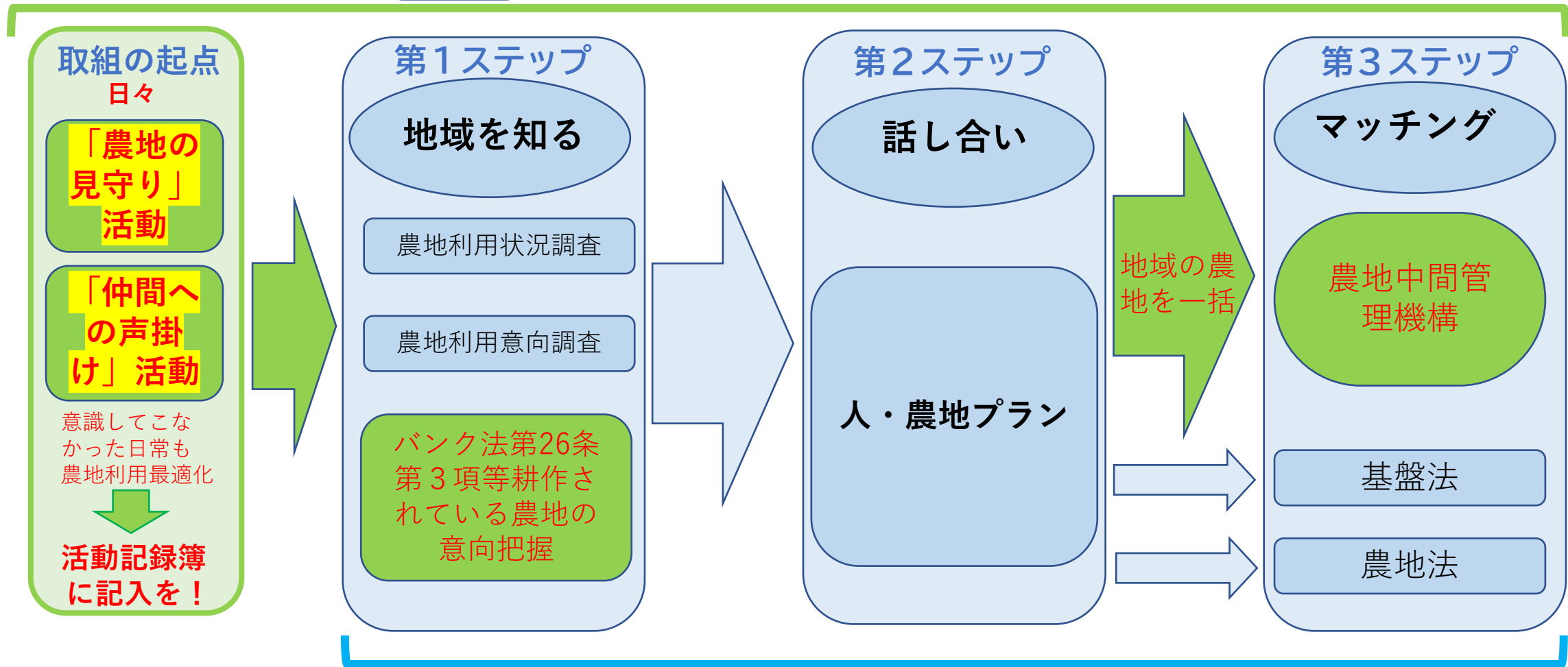


※関連調査を実施

a	①違反転用実態調査 ②追認許可案件調査 ③長期未是正案件解消事例調査	農水省
b	農地パトロール実態等調査	全国農業会議所

※※ 「新たな農地利用最適化」とは①

「新たな農地利用最適化」 **赤字** → **新たな取組ではなく従来及び日常の取組の深掘りと見える化**



これまでの「農地利用最適化」 **黒字**

※ 「（農地利用最適化）活動は多岐にわたる上、昼夜を問わず日常的に行われている」（通知文より）

※※※ 「新たな農地利用最適化」とは②

新たな農地利用の起点は日々の「農地の見守り」活動・「仲間への声掛け」活動
これも農地利用最適化！あれも農地利用最適化！！

従来の「農地利用最適化」：法律・制度に沿った活動 → **「新たな農地利用最適化」：日常・現場における営農・生活活動**

- ① 畦道歩いていたらAさんに会い、来年からAさんの田んぼを耕してほしいと頼まれた（担い手への農地集積）
- ② 農業者年金加入の戸別訪問（農水省見解：農地利用最適化活動ではない）にBさん宅を訪問した際、年金受給を機に農地を誰かに任せたいとのことだったので農地バンクを介して認定農業者のCさんに貸し付けることを進めた（担い手への農地集積）
- ③ 朝、田んぼの除草に行く途中で〇〇に建築資材のようなものが置かれておるのを見つけた（農地パトロール）
- ④ （担当地区で一番遠い）ミカン畑で収穫されたいない畑をみつけた（遊休農地の発生防止・解消）
- ⑤ 朝、田んぼに行く際、途中の農地の無事を確認した（ほぼ毎日の事項：委員が農地に行けば農地の無事、異変を確認している）

- ① スーパーマーケットで高齢者のAさんに会い「お元気ですか？」と声掛けをした（訪問連絡活動）
- ② 夜、高齢者のBさん宅に灯りが点いているので無事を確認した（活動日数にカウント）
- ③ 見守り対象のCさんの葬儀に出席した（行事・事業・会議への参加・協力）

民生委員の活動記録簿記入の手引きより抜粋

人を見守り・声掛けするのが民生委員なら、**農業委員会は農地と人を見守り・声掛けをしている！！！！**